

平成 31 年度川崎市青少年科学館（かわさき^{そら}宙と緑の科学館）

「博物館実習」の実施について

I 概 要

1. 目 的

博物館法施行規則第 1 条により定められた「博物館実習」を、かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館。以下「科学館」と言う）で実施し、実習生が以下を習得することを目的とする。

- （1）学芸員という職業の専門性や業務に関する理解を深める。
- （2）学芸員及び生涯学習に携わるものとしての知識と技能を身につける。
- （3）博物館及び生涯学習に関する職業への意欲を高める。

2. 実施期間

平成 31 年 8 月 20 日（火）～ 8 月 30 日（金）の間とし、休館日の 8 月 26 日（月）を除く 10 日間とする。

3. 定 員 10 名。ただし、同一大学からは原則として 2 名以内とする。

4. 対 象

科学館での博物館実習を希望する者は、以下の条件を全て満たし、所属大学の推薦を受けた者とする。ただし、館長が特に認めた場合はこの限りではない。

- （1）大学または大学院に在学中であり、博物館法施行規則第 1 条に基づく必修科目（生涯学習概論，博物館概論，博物館経営論，博物館資料論，博物館資料保存論，博物館展示論，博物館教育論，博物館情報・メディア論）の単位をすべて取得済み、または年度内に取得見込みの者。
- （2）博物館法施行規則第 6 条に基づく選択科目のうち自然科学史、物理、化学、生物学および地学に該当する科目の単位を 1 科目以上取得済みの者。
- （3）実習の全期間に出席でき、自身で通勤が可能な者。

5. 選 考 希望者多数の場合は、書類選考及び面接により受講者を決定する。

6. 受講料 5, 000 円

II 実施方法

1. 実習内容

博物館の基本機能である資料の収集、保存、調査、研究、展示、教育、普及に関わる業務を中心に、広報や管理など施設運営に関わる業務も含め、博物館業務全般について実習する。

実習生には、それぞれの業務について「観察」、「参加」、「体験」の視点をもって臨むことを求める。

①観察

大学で学んだ博物館学や専門分野の知識をもとに、実際の「科学館」という場で、どのように博物館が運営されているのか、その施設、職員、来館者等の状況を観察し理解する。

②参加

学芸員等の指導のもと、科学館の諸活動に来館者の立場で参加することにより、博物館の事業について理解する。

③体験

科学館の諸活動の一部を、学芸員等の指導のもとに体験し、博物館の機能と学芸員の業務を体験的に理解する。

2. 実習日程

| | |
|------------------|---|
| 1日目 | 開講式、オリエンテーション、科学館の概要説明 |
| 2日目 から 9日目 | 施設見学、展示、プラネタリウム投影見学 プラネタリウム操作、望遠鏡操作実習 教室（講座）等への参加及び指導補助 展示解説実習 自然資料整理・分類実習 教育普及事業と学校連携について 科学館運営（広報、管理業務）について、等 |
| 10日目 | 実習のまとめ、成果発表、閉講式 |

詳しい日程はオリエンテーションで説明する。

- ・実習時間は9時00分～17時00分とする。（休憩時間は12時00分～13時00分）
但し、実習内容により時間を変更する場合がある。

3. 実習のまとめ、成果発表について

実習終了時にレポートの提出または成果発表を行う。

4. 評価及び単位の認定について

- ・実習期間のうち所定の日数に出席し、レポート提出または成果発表を行い、かつ良好な成績及び実習態度の者を修了と認め、証明書を発行する。
- ・出席日数及びレポートまたは成果発表の水準が所定の要件に満たない者、理由なく欠席、遅刻、早退があった者及び実習態度が良好でない者については修了と認めない場合がある。
- ・大学所定の評価票、証明書類等がある場合は、必ず事前に提出すること。

Ⅲ 実習を受けるにあたって

1. 実習生の心得

- ・実習中は科学館スタッフの一員であることを念頭に、科学館スタッフとしての自覚と誇りを持って行動すること。
- ・実習生といえども来館者から見れば科学館のスタッフである。したがって、来館者と接する際は言葉づかいや態度に留意し、誠意を持った言動を心がけること。

2. 実習に関する注意事項

- ・実習中は科学館の勤務規定及び館長はじめ職員の指示に従い、許可なく実習場所を離れたり、指示のない行動をとらないこと。
- ・実習中及び通勤途中に起きた事故については科学館では責任を負わない。また、実習生が当館または来館者等に損害を与えた場合は、実習生本人または大学の責任により賠償すること。
- ・個人情報取り扱いは慎重に行い、職務上知り得た情報は、実習中、終了後も一切口外しないこと。
- ・実習日誌は1日ごとに記入し、担当者の確認を受けた後に帰宅すること。
- ・通勤には原則として公共交通機関を利用すること。
- ・都合により、実習時間や内容の変更、実習の中止、受入の取り消しをする場合がある。
- ・履修登録等、単位取得に必要な手続きは各自の責任の下、確実に行うこと。手続きの不備による実習の辞退は、多大な迷惑がかかるだけでなく、翌年度以降の同大学からの実習生選考にも影響する場合がある。

IV 実習の手続

平成 31 年度の博物館実習は、平成 31 年 4 月に希望者を募り、選考の上実習生を決定する。内諾を受けた者は大学からの依頼状等の必要書類を提出し、正式に受け入れを決定する。

1. 事前申請

実習希望者本人が必要書類を科学館に持参し、担当者の面接を受けること。

(1) 受付期間

平成 31 年 4 月 9 日（火）～19 日（金）

（但し 4 月 13 日（土）～15 日（月）を除く、9 時～17 時の間）

事前に担当者に連絡し、訪問日時を調整の上、来館すること。事前に連絡がない場合は申し込みを受け付けられないことがある。

なお、県外在住・在学など特殊な事情があり、この期間内に手続できない場合は、4 月 9 日以前に担当者と相談し、指示を受けること。

(2) 提出書類

① 博物館実習申請書（様式 1）及び調査票 1，2

② 作文

テーマ「学芸員を志し、かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館）で実習を希望する理由」

※（A4 横書原稿用紙で 2000 字程度、自筆で記入）

③ 選考結果及び資料郵送用封筒

（角型 2 号封筒に 250 円切手を貼り、本人の住所・氏名を記入）

2. 選考結果（内諾）の通知

提出された書類、及び面接により選考を行い、その結果を 5 月中旬頃に通知する。5 月末日までに連絡がない場合は問い合わせること。

3. 正式手続

内諾を得た者は速やかに大学を通じて手続を行い、大学からの依頼状（様式は任意）及び誓約書（様式 2）を提出すること。期限までに提出がない場合は内諾を取り消す。

提出期限 平成 31 年 6 月 21 日（金）必着

4. 申し込み・問い合わせ

川崎市青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）

〒214-0032 神奈川県川崎市多摩区柘形 7-1-2

電話：044-922-4731（担当：弘田）

| | | | |
|---|--|------------|--|
| 氏名 | | (所属) | |
| 博物館に関する単位の取得状況 (取得済みには○、今年度履修予定に△、未履修に×を記す。) | | | |
| 生涯学習概論 | | 博物館概論 | |
| 博物館経営論 | | 博物館資料論 | |
| 博物館資料保存論 | | 博物館展示論 | |
| 博物館情報・メディア論 | | 博物館教育論 | |
| 博物館実習 (学内実習) | | 選択科目 (科目名) | |
| 博物館実習に代わる実習科目 | | 選択科目 (科目名) | |
| 大学 (大学院) での研究テーマ及びその概略 | | | |
| | | | |
| これまで訪れた中で特に印象に残った博物館と、その感想 | | | |
| | | | |

博物館実習申請にあたってのアンケート

氏 名 _____ (所属 _____)

1. 「学芸員」という職業（資格）を知ったのはいつですか。

1. 大学入学後
2. 中学卒業後
3. 中学生以下

2. 学芸員の資格を取る（博物館課程を履修する）ことを決めたのはいつですか。

1. 大学入学後
2. 中学卒業後
3. 中学生以下

3. 大学進学の際、博物館課程の有無は考慮しましたか。

1. 博物館課程のある大学（学部）を優先した
2. 考慮したが最優先ではなかった
3. 考慮しなかった

4. 卒業後、博物館への就職を希望していますか。

1. 強く希望している
2. 選択肢のひとつに考えている
3. 特に考えていない

5. あなたにとって学芸員の資格を取得する目的は何ですか。

1. 就職や将来のために必要
2. 資格が必要ではないが、役に立つと思って受講している
3. 何らかの資格を取得したくて受講している

※本調査票はアンケートであり、受講者の選考（合否）には影響しません。

誓 約 書

年 月 日

川崎市青少年科学館 館長 殿

博物館実習を行うにあたり、川崎市青少年科学館諸規則及び指示に従い、誠実に従事すること誓約します。

(実習生)

大 学 名

所 属

学 籍 番 号

氏 名

印

上記学生の博物館実習について、次のとおり誓約いたします。

- 1 実習に従事するに当たり、社会人としての自覚と自主性を持って行動するよう、事前に指導いたします。
- 2 実習生が事故等により被害を被った場合、大学が対応し、損害賠償等の請求はいたしません。
- 3 実習生が科学館、又は来館者に損害を与えた場合、科学館の指示に従い、大学が損害を賠償いたします。

大 学 名

責 任 者 職

氏 名

印